

愛知県立時習館高等学校附属中学校弁当納入業務委託仕様書(案)

愛知県立時習館高等学校附属中学校における弁当納入業務の仕様は次のとおりとする。

1 委託業務名

愛知県立時習館高等学校附属中学校弁当納入業務委託

2 引渡し場所

豊橋市富本町

3 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4 対象者数（令和7年12月1日時点見込）

	生徒数	教職員数	合計
令和8年度	70人	14人	84人
令和9年度	140人	17人	157人

5 業務の概要

受託者は次の業務（以下、「本業務」という。）を実施することとする。

- (1) 弁当の献立及び調理
- (2) 弁当の配達及び引き渡し
- (3) 弁当代金のうち食材費の徴取
- (4) 弁当容器等の回収及び洗浄等
- (5) その他これらに付随する業務

6 発注日数

別紙1のとおり年間200日程度とする。ただし、発注日は予定数であり、学校教育運営上、増減が生じる可能性がある。令和9年度の予定については、別途提示する。

7 委託食数

4 対象者数に予備食2食と保存食1食を加えた数を基本食数とし、増減を含め都度委託者が発注する数とする。なお、食数の変更がある場合は、原則弁当配達日の3日前（土・日・祝日を除く）の午前中までに委託者から受託者に記録に残る媒体にて通知する。食数変更に係る通知期限は、委託者及び受託者による協議により変更することも可能である。

8 遵守事項

受託者は本業務の履行にあたって、最新の食品衛生法、公衆衛生に関する法令等を遵守すること。

また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を遵守し、食中毒等の発生及び異物混入の防止に努めなければならない。

9 受託者の業務内容

本業務における受託者の業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 弁当の献立及び調理

- ア 委託者から通知のあった発注数分の弁当を調理すること。
- イ 献立は学校給食摂取基準を目安とし、牛乳 200ml 分の栄養価を除した数値で栄養バランスに配慮すること。なお、献立は主食、主菜及び副菜を組み合わせて作成することとする。受託者の判断により、汁物、地場産物及び旬の食材を提供できる場合は、その旨を委託者に報告し了解を得た場合は献立に含めることとする。
- ウ 提供する献立について、日毎及び月平均の栄養価を実施月の前月 10 日までに任意の様式にて報告すること。
- エ 月間の献立表を実施月の前月 10 日までに 4 対象者数に掲示用等 20 部及び電子データを委託者へ引き渡すこと。なお、当該献立表には牛乳を加えたエネルギー及びたんぱく質の数値を記載すること。併せて、食品表示基準に定められている特定原材料及び特定原材料に準ずるものを使用する場合は献立表に容器ごとに分けて明記すること。食品表示が定められている食品以外の食物アレルギーの原因食品に関する情報提供は、学校と協議し可能な範囲で対応すること。
- オ 生徒に提供する弁当であるため、調味料、味付けや盛り付けなどは魅力を感じられるよう努めること。
- カ 調理においては、異物混入等の事故が発生しないよう細心の注意を払い、引き渡しを行うまで衛生的に管理すること。

(2) 弁当の配送及び引き渡し

- ア 配送方法及びルートについては、事前に委託者に提示し了承を得ること。
- イ 配送した弁当は、委託者による立会いのもと、引き渡しを行うこと。
- ウ 引き渡し時には各クラスの数量に分けた状態で引き渡すこと。
- エ 配送開始時及び引き渡し時に数量に相違がないか確認すること。
- オ 引き渡しは午前 11 時までに行うこと。
- カ 箸やスプーンなど喫食に必要となる食器を必要数分用意し委託者に引き渡すこと。
- キ 配送中は適切に温度管理を行うこと。弁当の主食がご飯の場合は温かい状態で配送及び引き渡しを行うこと。
- ク 配送は、配送前後に配送車両の適正な点検及び衛生管理を行うとともに、配送時は交通法規を遵守し、安全運転に万全を期すこと。
- ケ 配送及び回収作業中に、食品や食器等の汚染、損失及び破損がないよう十分注意すること。

(3) 弁当代金のうち食材費の徴収

- ア 弁当代金のうち食材費は生徒の保護者が支払うものとし、本契約とは別途とする。また、弁当代金のうち食材費の徴収は、受託者にて行うこと。なお、7 委託食数に記載の予備食及び保存食分については、受託者負担とする。
- イ 徴収の方法については、委託者と協議のうえ決定することとする。
- ウ 1 食あたりの食材費単価については、委託者と別途協議し決定するものとする。

(4) 弁当容器等の回収及び洗浄等

- ア 午後 1 時 30 分以降に弁当容器の回収を行うこと。
- イ 回収場所は委託者と協議すること。
- ウ 容器等は、使用後に洗浄、すすぎ、消毒及び乾燥するなどし、清潔に保管する

こと。

エ 嘔吐物等により汚染された容器等の回収については、委託者と協議の上、決定する。

オ 回収した残食等の廃棄物は受託者の責任において、適切に処理すること。

(5) その他これらに付随する業務

ア 引き渡し後から容器等を回収する間の学校内で発生する業務は委託者によるものとし、本業務には含まない。

イ 受託者は、本業務全般において、衛生管理の徹底により、食中毒や異物混入等が発生しないよう十分注意して業務を遂行すること。

ウ 保健所等公衆衛生に関わる公的機関から改善等の勧告があった場合は、速やかに委託者に報告するとともに、改善措置を講ずること。

エ 受託者は、当日のいずれかの業務における事故等により、弁当の納品が困難となるなど不測の事態が起こった場合は、直ちに委託者に連絡の上、委託者の指示に従い、昼食を提供する責を負うものとする。

オ 受託者は、やむを得ない理由等により、業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合の業務履行を担保するため、当該業務を実施可能な調理能力を有し、関係法令等を遵守し、本業務を安全かつ確実に実施できる体制を確保しておくこと。

カ 委託者が法令等に基づき関係機関に提出する届出（主に特定給食施設事業実施報告書）等の作成に必要となる情報を提供すること。

10 損害賠償

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、食中毒や事故等発生時の対応として、生産物賠償責任保険に加入していることを確認できる書類の写しを提出すること。

(2) 受託者の故意又は過失により、施設設備品等を損壊、紛失又は遺棄し、委託者に損害を与えたときは、受託者は委託者の損害を賠償しなければならない。

(3) 受託者は、配送車両の運行実施に当たり、事故等発生時の対応として任意自動車保険等に加入すること。事故等が発生した場合は、受託者の責任で速やかに車両運行事故に係る全ての手続きを実施し、その後、事故等の原因を報告書等にて作成し委託者に報告し、再発防止に努めること。なお、事故等の賠償等については、受託者の責任において賠償責任等を果たすこと。

(4) 受託者は、配送中に発生した事故・過失等において、委託者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。なお、事故等において、弁当の提供を中止するなどの事態に陥った場合も受託者の責任において、その損害等の賠償すること。

(5) 受託者の過失により、弁当原材料等に損害を与えた場合は、委託者と協議の上、明らかに受託者に責任があると認められた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 施設及び備品

(1) 受託者の調理施設及び備品は、適切に管理し、食中毒や異物混入等の事故防止に努めること。

(2) 受託者は、下表のものを参考に本業務に必要な備品等を用意すること。なお、専用であるかは問わない。

主食（米飯）用ランチボックス	運搬用容器
----------------	-------

または食器	
副食用ランチボックス	配送車両
箸・スプーン	その他運搬に必要な備品
主食（米飯）用保温容器	

(3) 受託者は、定期的に調理施設の害鼠害虫防除を行うこと。

12 臨時対応

受託者は、台風、大雪等の警報発表時、風水害等の災害発生時、学級閉鎖時等により、臨時の対応が必要になった場合は、委託者からの指示に従い適切に対応すること。なお、
7 委託食数により行う通知以降の費用は委託者の負担とする。

13 責任者等の配置

受託者は、本業務を確実かつ適切に実施できるよう業務責任者を確実に配置し委託者に報告すること。報告内容に変更が生じた場合も同様とする。

14 業務従事者の健康管理

受託者は、本業務従事者の健康状態を日常的に確認し、異常があると認められる場合には、調理業務等に従事させず適切な措置を講じること。

15 報告

受託者は、本業務の実施に伴い、毎月業務完了後に別添様式実施報告書を作成し、翌月10日までに委託者へ提出すること。

16 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た内容を、一切第三者に漏らしてはならない。この場合において、本業務の契約終了後又は契約の解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本業務の履行により知り得た内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この場合において、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 前2項のほか個人情報保護に関して必要な事項を周知し、徹底しなければならない。

17 その他

- (1) 委託者の承認を得ることなく、第三者へ委託し、本業務の契約によって生ずる権利若しくは業務を譲渡又は承継させてはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務を履行するために必要と認められる事項は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

時習館高等学校附属中学校 令和8年度 給食実施予定日

年間給食実施日 167日

(令和7年12月8日時点)

4月

11回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
			○	○	○	
19	20	21	22	23	24	25
○	○	○	○	○	○	
26	27	28	29	30		
○	○		○			

5月

18回

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					○	
3	4	5	6	7	8	9
				○	○	
10	11	12	13	14	15	16
○	○	○	○	○	○	
17	18	19	20	21	22	23
○	○	○	○	○	○	
24	25	26	27	28	29	30
○	○	○	○	○	○	
31						

6月

22回

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
○	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
○	○	○	○	○	○	
21	22	23	24	25	26	27
○	○	○	○	○	○	
28	29	30				
○	○					

7月

9回

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
		○	○	○		
5	6	7	8	9	10	11
○	○	○				
12	13	14	15	16	17	18
○	○	○	○	○		
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

0回

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

18回

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
○	○	○	○	○	○	
13	14	15	16	17	18	19
○	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
○	○	○	○	○	○	
27	28	29	30			
○	○	○				

10月

20回

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				○		
4	5	6	7	8	9	10
○	○	○	○	○	○	
11	12	13	14	15	16	17
○	○	○	○	○	○	
18	19	20	21	22	23	24
○	○	○	○	○	○	
25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○	○	○	

11月

16回

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
○	○	○	○	○	○	
8	9	10	11	12	13	14
○	○	○	○	○		
15	16	17	18	19	20	21
		○	○	○		
22	23	24	25	26	27	28
		○	○	○	○	
29	30					
○						

12月

16回

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
6	7	8	9	10	11	12
○	○	○	○	○	○	
13	14	15	16	17	18	19
○	○	○	○	○	○	
20	21	22	23	24	25	26
○	○	○	○	○	○	
27	28	29	30	31		

1月

13回

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
				○		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
○	○	○	○			
17	18	19	20	21	22	23
○	○	○	○	○		
24	25	26	27	28	29	30
○	○	○	○	○		
31						

2月

13回

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○		○	
7	8	9	10	11	12	13
○	○			○		
14	15	16	17	18	19	20
○	○	○	○	○		
21	22	23	24	25	26	27
		○	○	○	○	
28						

3月

11回

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		○	○	○	○	
7	8	9	10	11	12	13
○	○	○	○	○	○	
14	15	16	17	18	19	20
○	○	○	○			
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

別添様式

実 施 報 告 書

令和 年 月 日

愛知県立時習館高等学校附属中学校長 様

受託業者 住所

氏名

(法人の場合は名称及び代表者名)

下表のとおり令和 年 月分の業務を完了しましたので御報告します。

記

1 業務名

愛知県立時習館高等学校附属中学校弁当納入業務委託

2 履行場所

3 弁当納入実数

各食数の内訳は添付のとおり。

区分	月日及び(食数)	区分	月日及び(食数)	区分	月日及び(食数)
1	()	9	()	17	()
2	()	10	()	18	()
3	()	11	()	19	()
4	()	12	()	20	()
5	()	13	()	21	()
6	()	14	()	22	()
7	()	15	()	23	()
8	()	16	()	合計	日()